よくあるご質問(FAQ)

質問と回答

更新日: 令和02年04月01日

質問と回答 【申請プラットフォームについて】

P

質問 ログイン用のユーザーIDを忘れてしまった。



ユーザーIDはGビズ I Dでご登録いただいたメールアドレスを使用しています。Gビズ I Dで登録されたメー ルアドレスをご確認ください。

https://gbiz-id.go.jp/oauth/login

P

質問 登録したパスワードの変更方法を教えてほしい。



パスワードはGビズ I Dで設定いただいたパスワードを使用しています。Gビズ I Dのホームページの「パスワードを忘れた場合」をクリックし、メッセージに従って操作を行ってください。

https://gbiz-id.go.jp/oauth/login



質問 GビズIDの登録内容等を変更したい



申し訳ございません。こちらは経営力向上計画申請プラットフォームになります。

GビズIDの登録内容等の変更については、Gビズ I Dのホームページにてご確認ください。

https://gbiz-id.go.jp/top/faq/faq.html



質問 一度申請した申請データを削除したい。



回答 登録された申請データを削除することはできません。

質問と回答 【申請プラットフォームについて】

P

質問

経営力向上計画申請プラットフォーム独自のアカウントのユーザーIDとパスワードは、ログイン方法がGビズIDに変更されているためどうすればよいか。

まず、GビズIDの取得をお願いいたします。

経営力向上計画及びB類型の実施状況報告書の機能をご利用の場合は、GビズIDプライムが必要です。

回答

所得拡大促進税制の報告書の機能をご利用の場合は、G ビズIDプライムではなくGビズIDエントリーでもご利用が可能で す。

GビズIDに変更される前に申請をされた方は、経営力向上申請プラットフォームに登録されたメールアドレスと同じメールアドレスでGビズIDを取得された場合、過去の申請書が確認いただけます。

(GビズIDについてはhttps://gbiz-id.go.jp/top/)

P

質問

認定経営革新等支援機関が事業者の代わりに申請書を作成することは可能か。



回答

経営力向上計画は、申請される事業者様ご自身にて申請いただく必要があります。

P

質問

入力後、離席した後で画面を操作したらエラーメッセージが表示された。



ログイン後、一定時間の操作が無い場合に、システム接続が 自動で切断されます。再度、ログインしてください。

またその場合、入力していたデータは破棄されてしまいますので、適官一時保存をお願いします。

質問と回答【所得拡大促進税制の報告書について】

P

質問 作成中の所得拡大促進税制の報告書を編集したい。



「報告一覧」画面で、過去に作成/保存した報告書を選択し、編集することができます。

「所得拡大促進税制報告書 作成の手引き」の29ページをご確認ください。

P

質問 作成した所得拡大促進税制の報告書を再印刷したい。



「報告一覧」画面で、過去に作成/保存した報告書を選択し、印刷することができます。

「所得拡大促進税制報告書 作成の手引き」の28ページを ご確認ください。

P

質問

作成中の所得拡大促進税制の報告書を見つけることができない。どのような状態か教えてほしい。



作成中の申請書は、一時保存の状態となっている可能性があります。一時保存の申請書の確認方法は、「所得拡大促進税制報告書作成の手引き」の28ページから29ページをご確認ください。

質問と回答【経営力向上計画の申請書について】

P

質問 作成中の経営力向上計画の申請書を編集したい。



「申請一覧」画面で、過去に作成/保存した申請書を選択し、 編集することができます。

「経営力向上計画申請書 作成の手引き」の61ページをご確認ください。

P

質問 作成した経営力向上計画の申請書を再印刷したい。



「申請一覧」画面で、過去に作成/保存した申請書を選択し、印刷することができます。

「経営力向上計画申請書作成の手引き」の60ページをご確認ください。

P

質問

作成中の経営力向上計画の申請書を見つけることができない。どのような状態か教えてほしい。



回答

作成中の申請書は、一時保存の状態となっている可能性があります。一時保存の申請書の確認方法は、「経営力向上計画申請書作成の手引き」の62ページをご確認ください。

P

質問

経済産業部局等に電子申請を行った計画の認定書をダウンロードしたい。



申請書の提出先が<u>経済産業部局等の場合に限り</u>、認定書を印刷することができます。

「経営力向上計画申請書 作成の手引き」の63ページから64ページをご 確認ください。

質問と回答【収益強化設備(B類型)の実施状況報告について】

7 質問

提出が求められている3回の報告のうち、2回目や3回目の報告から当該プラットフォームを利用して報告することはできないのか。



当プラットフォームにより報告が可能な事業者は、交付を受けた確認書の1回目の報告が済んでいない事業者に限ります。これまでに紙(郵送)で1回目、2回目の報告を提出している事業者は、当プラットフォームを利用し2回目・3回目の報告を行うことができませんので、引き続き紙(郵送)でご報告をお願いいたします。

収益強化設備(B類型)についてのお問い合わせ先は、「収益力強化設備(B類型)に関する投資計画に係る実施状況報告の作成の手引き」の53ページをご確認ください。